

令和7年度

# 狂犬病予防 集合注射を実施

～狂犬病予防注射は飼い主の義務です～

令和7年度狂犬病予防の集合注射を実施します。市に登録されている犬の飼い主には、実施日の約1ヶ月前までに日程等の案内を送付しますので、裏面に記載されている問診欄を記入のうえ、当日、注射料金とともにご持参ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 《日程》

地域名	実施日
八幡	4月8日(火) 10日(木) 15日(火) 17日(木)
和良	5月8日(木)
明宝	5月13日(火)
美並	5月15日(木)
大和	5月20日(火)
白鳥	5月22日(木) 27日(火)
高鷲	5月29日(木)

《料金》 3,200円/頭 (お釣りがいらぬようご協力ください)

## 「狂犬病」の蔓延を防ぐために

狂犬病は、発症するとほぼ100%死亡する人獣共通感染症です。わが国では、飼い犬に対して年に1回の予防注射が義務付けられています(狂犬病予防法第5条)。集合注射または動物病院で必ず接種してください。

- ※犬の登録や狂犬病予防注射の手続きを行っていないと、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。
- ※犬が病気療養中等の理由で予防注射を受けられない場合は、動物病院で「注射実施猶予証明書」の交付を受け、環境課または振興事務所へ届け出てください。
- ※混合ワクチンの予防接種等、他の予防注射とお間違いないようご注意ください。



## 犬の飼い主のみなさんへ

犬を飼う場合は、「お住まいの自治体への飼い犬の登録」、「狂犬病予防注射」、「鑑札と注射済票の装着」が法律で義務付けられています。放し飼いにしない、ふんなどは適正に処理するなど、ルールとマナーを守り、最後まで責任をもって飼いましょう。



▲ルールやマナーなど  
(市ホームページ)



▲ペットの防災対策  
(環境省ホームページ)

問 環境水道部環境課 67-1833